

## 解説！「平成21年度税制改正」

先月号では、平成21年3月27日に衆議院で再可決され、同年4月1日から施行されることとなった「平成21年度税制改正」のうち、中小企業・法人関係税制、相続税制、住宅税制についてご紹介しました。今回の特集号では、先月号で紹介しきれなかった土地税制等、金融・証券税制その他の重要項目について具体的に解説していきます。

更に経済危機対策の税制措置として平成21年4月27日に補正予算案と同時に、住宅資金贈与の特例、中小法人の交際費課税の軽減、研究開発税制の拡充等の改正案が提出され、近日中に可決成立される見込みです。その概要についても併せて紹介していきます。

〔注〕本稿は、平成21年5月15日時点の情報に基づいており、なお、一般的に重要性が高いものについて★印をつけています。★の数が多いほど重要性が高いと思われるので参考にしてください。

### 主な改正項目

#### 1 土地税制等

##### (1) 特定の土地等の長期譲渡所得等の特別控除制度の創設

★★★

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その譲渡益の額から1千万円（譲渡益が1千万円に満たない場合には、当該譲渡益の額）を控除する制度が創設されました。

ただし、その取得する土地等が棚卸資産に該当する場合、その取得者の配偶者その他の特別

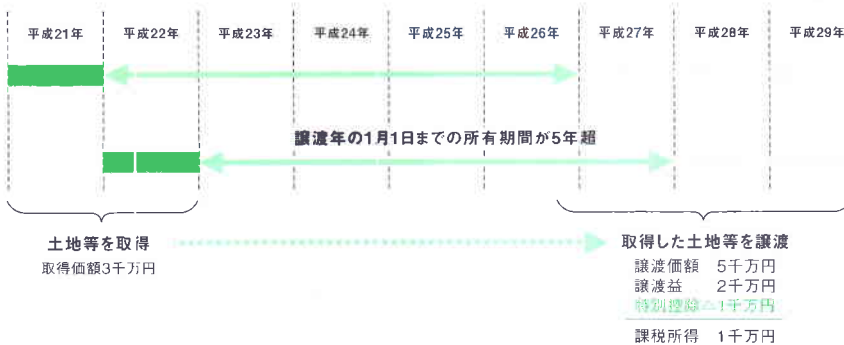
の関係がある者からの取得である場合や相続、遺贈、贈与及び交換によるものなどは適用対象となりません。

##### (2) 土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例

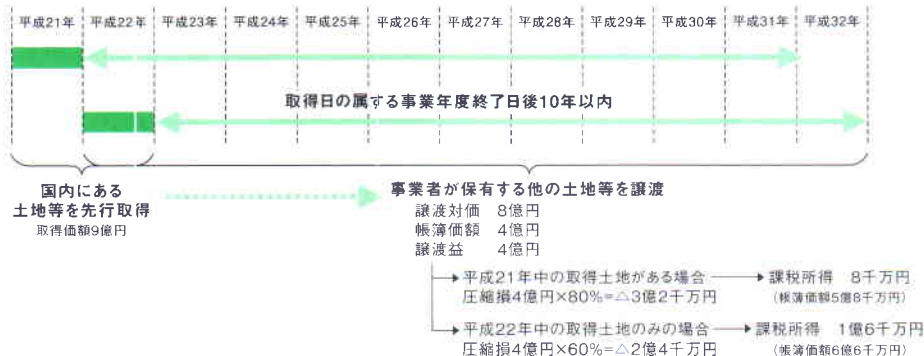
★★★

事業者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に、国内にある土地等の取得をし、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までにこの特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、その取得の日を含む

■ 特定の土地等の長期譲渡所得等の特別控除制度



■ 土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例



山口 淳一

1967年生まれ。税理士・CFP® 認定者。大学卒業後、某税理士受験校の専任講師として財務諸表論、法人税法及び消費税法の教鞭をとる。税理士事務所勤務の後、平成15年9月に税理士法人YCAを設立し、代表社員に就任する。その後、事業承継や企業再生等の支援を事業目的とする(株)福岡企業統治コンサルティングの代表取締役役に就任する。M&Aを含む企業組織再編や相続対策及び事業承継などを得意とし、企業統治の支援業務等を積極的に行っている。

<http://zeirishiyca.com>